

さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する既存住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある既存住宅の耐震対策をする者に対し、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅」とは、併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定を得た工法等によるものを除く。

2 この要綱において、「耐震対策」とは、住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

3 この要綱において、「耐震診断」とは、次の各号のいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の3第4項に規定する構造設計1級建築士又は建築士の資格を有し、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断資格者・耐震改修技術者養成講習会、香川県による木造住宅耐震対策講習会若しくはその他市長が認める講習会を受講した者をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価（ZEH水準の木造住宅等の壁量計算に関する見直し後の基準（令和4年10月28日に公表された木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）を含む。以下同じ。）に基づく検証を含む。）をいう。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第1に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

4 この要綱において、「耐震改修工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次の各号に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全

性の向上を目的として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

(2) 基本方針別添第2に示すもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

5 この要綱において、「簡易耐震改修工事」とは、木造の住宅で、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）―」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」で定める一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、一時的な措置として、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。ただし、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

6 この要綱において、「耐震シェルター等設置工事」とは、耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッドをいう。）で香川県知事が認めるものを設置する工事をいう。

7 この要綱において、「耐震改修工事等」とは、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

8 この要綱において、「省エネ基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

9 この要綱において、「ZEH水準」とは、強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた1次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。
（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(2) 市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (3) 補助金の交付申請の時点において、基準法第9条の規定に基づく香川県知事からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (4) この要綱に基づく耐震対策を過去に行っていないこと。
- (5) 補助金の交付決定までに耐震対策に着手しない住宅であること。ただし、実施設計については、事前に市長の承認を得て着手した場合は、この限りでない。
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を得た個人であること。ただし、住宅の所有者が死亡している場合にあっては、当該所有者の2親等以内の親族であること。
- (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者であること。
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費（耐震改修工事等にあつては、実施設計に要する費用を含む。）とする。ただし、確定申告の際に、次条の規定による申請において申請する補助金の額に係る消費税及び地方消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下「消費税等相当額」という。）を仕入れに係る消費税及び地方消費税の額として税務署に納める消費税及び地方消費税の額から控除する場合には、当該消費税等相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と90,000円を比較して、いずれか少ない額
- (2) 耐震改修工事 補助対象経費と1,150,000円を比較して、いずれか少ない額
- (3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と575,000円を比較して、いずれか少ない額
- (4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と230,000円を比較して、いずれか少ない額

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 住宅が共有に係るものである場合は、所有者の代表者又は代表者から承諾を得た者を申請者として申請することができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、同条の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

- 2 規則第5条第4項の規定により、補助金の交付決定に付する条件は、前項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震対策は、第3条第5号ただし書の場合を除き、交付決定後に着手すること。

- (2) 補助金の額は、耐震対策に係る費用の確定により、変更になる場合があること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(申請内容の変更等)

第8条 規則第9条第1号に規定する変更の承認を受ける手続は、同号の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金交付変更承認申請書（様式第3号）によるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間住宅耐震対策支援補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(耐震対策の中止)

第9条 規則第9条第2号に規定する耐震対策の中止に係る承認の手続は、同号の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金中止申請書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項に規定する申請があった場合は、補助金交付の決定がなかったものとみなす。

(耐震対策が期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、耐震対策が交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。

- 2 申請者は、耐震対策の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 10 条の規定による実績報告は、同条の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金実績報告書（様式第 6 号）に別表第 2 に掲げる関係書類を添えて行うものとする。

2 前項の実績報告は、耐震対策が完了した日から起算して 20 日を経過した日又は当該耐震対策に着手した年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 規則第 11 条に規定する補助金の額の確定は、同条の規定にかかわらず、民間住宅耐震対策支援補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）による行うものとする。

（補助金の代理受領）

第 13 条 申請者は、耐震対策を実施する事業者（以下「耐震事業者」という。）に補助金の請求及び受領を委任することができる。この場合において、申請者は、民間住宅耐震対策事業実施に係る補助金の代理請求及び代理受領の委任状及び同意書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第 14 条 申請者（前条の規定により申請者が補助金の請求及び受領を委任した場合にあっては、当該委任を受けた耐震事業者）は、第 12 条の規定による通知を受けたときは、速やかに規則第 12 条第 1 項の補助金等交付請求書を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、申請者に対して、速やかに補助金を口座振替の方法により交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金等の返還）

第 16 条 規則第 14 条第 1 項に規定する補助金の取消しは、民間住宅耐震対策支援補助金交付取消通知書（様式第 11 号）によるものとする。

2 規則第 14 条第 2 項に規定する補助金の返還の命令は、民間住宅耐震対策支援補助金返還命令書（様式第 12 号）によるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の

規定に基づき、同日以前に交付決定を受けた補助金の交付については、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、同日以前に交付決定を受けた補助金の交付については、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年告示第84号)

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則 (平成23年告示第110号)

この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

附 則 (平成23年告示第121号)

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則 (平成25年告示第15号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第67号の3)

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、改正後のさぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和3年告示第66号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱の規定(附則第2項の規定を除く。)は、令和3年度分の補助金から適用し、令和2年度までの補助金に係る交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱で定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和7年告示第42号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のさぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和 7 年告示第 1 0 8 号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行し、改正後のさぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和 7 年度の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のさぬき市民間住宅耐震支援補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定により提出されている民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書は、新要綱第 6 条第 1 項の規定により提出された民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書とみなす。
- 3 市長は、第 1 2 条の規定による通知を行ったものを除き、旧要綱の規定によりなされた交付申請については、同申請に係る申請書の記載にかかわらず、新要綱の規定に基づき、補助金の額を算定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、既に補助金交付決定がなされている交付申請については、補助金の交付の変更の決定を行い、民間住宅耐震対策支援補助金変更承認通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

別表第 1（第 6 条関係）

耐震診断	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 固定資産税課税台帳の写し（建築年が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類 2 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 3 診断しようとする住宅が分かる図面又は写真 4 耐震診断に係る見積書の写し
耐震改修工事等	1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 固定資産税課税台帳の写し（建築年が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類 2 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書 3 耐震診断報告書（様式第 7 号） 4 既存住宅耐震改修工事等に係る設計図書 (1) 配置図及び各階平面図（耐震改修工事等を行う部分を明示したもの） (2) 補強計画時の構造評価が分かる計算書（耐震診断技術者が行ったもの） (3) 基本方針別添第 2 に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図 (4) その他耐震改修工事等内容が確認できる図書 5 耐震改修工事費等に係る費用の見積書の写し 6 基準法第 6 条及び第 6 条の 2 の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。） ※耐震診断の補助を受けた者は、1 及び 3 は省略することができる。

別表第 2（第 1 1 条関係）

区分	添付書類
耐震診断	1 耐震診断報告書（様式第 7 号） 2 配置図及び各階平面図 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し 4 耐震診断に要した費用の領収書（第 1 3 条の規定による委任の場合は、契約金額から補助金交付額を除いた額の領収書）の写し 5 調査等の状況写真（2～3 枚程度）
耐震改修工事等	1 耐震改修工事等結果報告書（耐震診断技術者が行ったもの（耐震シェルター等設置工事を除く。））（様式第 8 号） 2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し 3 耐震改修工事等に要した費用の領収書（第 1 3 条の規定による委任の場合は、契約金額から補助金交付額を除いた額の領収書）の写し 4 補強又は改修工事の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類 5 交付申請時と改修場所や工法が変更した場合は、それらが分かる平面図等 6 基準法第 7 条及び第 7 条の 2 の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る。）

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書

さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 耐震対策の区分
(耐震診断 ・ 耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 耐震シェルター等設置工事)
- 3 耐震対策実施計画

住 宅 の 用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅（住宅の面積 m ² ）		
住 宅 の 建 て 方	☐ 一戸建て住宅 ☐ 長屋		
所 在 地	さぬき市		
住 宅 の 所 有 者	(住所) ※申請者と同一なら記入不要 (氏名) (電話番号)		
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()		
規 模	建築面積 m ²	延べ面積 m ²	
	敷地面積 m ²	地上 階、地下 階	
Z E H 水 準 の 省 エ ネ 性 能	☐ 有 ☐ 耐震改修工事等に合わせて Z E H 水準を満たす ☐ 無		
建 築 年	明治・大正・昭和 年(月) ※昭和 5 6 年の場合は月まで記入		
補 助 対 象 経 費	_____ 円 (税込み・税抜き) (うち実施設計費等_____ 円)※耐震改修工事等の場合に限る。		
施 工 者 (予 定)			受 付
備 考 (増築年月日等)			

- 4 耐震対策完了予定日 年 月 日
- 5 添付書類 別添のとおりに（申請者が所有者と異なる場合は所有者の承諾書を添付すること）
- 6 住民基本台帳又は税等関係情報の記録を調査することに同意します。

【今回の申請に係る交付対象事業が事業用の場合は、下記にチェックしてください。】

交付対象事業に要する経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を

☐ 行います（補助対象経費は税抜き） ☐ 行いません（補助対象経費は税込み）

第 年 月 日 号

様

さぬき市長



民間住宅耐震対策支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することを決定したので、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の用途等
- 2 住宅の所在地 さぬき市
- 3 耐震対策の区分
(耐震診断 ・ 耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 耐震シェルター等設置工事)
- 4 完了予定日 年 月 日
- 5 補助金交付額 金 円
- 6 補助金交付時期 耐震対策が終了し、補助金交付確定後交付する。

※補助の条件

補助金交付額は、耐震対策に係る費用の確定により変更する場合があります。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所
氏 名

民間住宅耐震対策支援補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた耐震対策について、次のとおり内容を変更したいので、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	前回交付決定額	金	円
	変更交付申請額	金	円
	変更増減額	金	円

2 耐震対策完了予定日 年 月 日

3 変更の理由

4 添付書類 別添のとおり

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



民間住宅耐震対策支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった耐震対策については、審査の結果承認したので、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

1 住宅の用途等

2 住宅の所在地 さぬき市

3 耐震対策の区分

（ 耐震診断 ・ 耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 耐震シェルター等設置工事 ）

4 補助金交付額	変更前の交付決定額	金	円
	変更後の交付決定額	金	円

5 補助金交付時期 耐震対策が終了し、補助金交付確定後交付する。

※補助の条件

補助金交付額は、耐震対策に係る費用の確定により変更する場合があります。

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所
氏 名

民間住宅耐震対策中止申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
耐震対策について、中止したいので、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要
綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 住宅の用途等

2 住宅の所在地 さぬき市

3 耐震対策の区分

（ 耐震診断 ・ 耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 耐震シェルター
等設置工事 ）

4 交付決定額 金 円

5 中止の理由

6 添付書類 民間住宅耐震対策支援補助金交付決定通知書

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所
氏 名

民間住宅耐震対策支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた耐震対策が終了したので、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1 耐震対策の区分

（ 耐震診断 ・ 耐震改修工事 ・ 簡易耐震改修工事 ・ 耐震シェルター等設置工事 ）

2 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金精算額	金	円

3 耐震対策の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 添付書類 別添のとおり

様式第7号（第6条、第11条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

耐震診断技術者 氏 名 _____
住 所 _____
資 格 （ ） 級建築士 _____
登録番号 第 _____ 号 _____
事務所名 _____
連絡先 _____

耐震診断報告書

年 月 日に実施した下記住宅の耐震診断の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

記

住宅の用途	☐ 専用住宅	☐ 併用住宅
住宅の建て方	☐ 一戸建て住宅	☐ 長屋
住宅の所在地		
診断結果		

※建築基準法に基づく主な規定（都市計画区域外の地域は、第20条の規定のみ確認すること。）

第20条 構造耐力	☐ 既存不適格建築物である
第43条 敷地等と道路との関係	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である
第44条 道路内の建築制限	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である
第52条 容積率	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である
第53条 建蔽率	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である
第55条 建築物の高さ	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である
第56条 建築物の各部分の高さ	☐ 適合している ☐ 既存不適格建築物である

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

さぬき市長 殿

耐震診断技術者

氏 名

住 所

資 格 （ ） 級建築士

登録番号 第 号

事務所名

連 絡 先

耐震改修工事等結果報告書

年 月 日に実施した下記住宅の耐震改修工事等の結果について、関係図書を添えて報告します。この関係図書の記載事項については、現地と照合しており、事実と相違ないことを申し上げます。

記

住 宅 の 用 途	☐ 専用住宅	☐ 併用住宅
住宅の建て方	☐ 一戸建て住宅	☐ 長屋
住宅の所在地		
改修工事後の構造耐力		

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



民間住宅耐震対策支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、さぬき市民
間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり確定したの
で通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所
氏 名

民間住宅耐震対策事業実施に係る補助金の
代理請求及び代理受領の委任状及び同意書

私は、 年 月 日付けで提出した民間住宅耐震対策支援補助金交付申請書（耐震診断・耐震改修工事・簡易耐震改修工事・耐震シェルター等設置工事）に係る当該補助金の請求及び受領に関する一切の権限を次の者に委任します。

耐震事業者	所 在 地	
	名 称	
	代表者名	
	連 絡 先 電話番号	
代 理 受 領 額		円
私は、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 13 条の規定による補助金の代理請求及び代理受領の委任を受けることに同意します。		

※代理受領者が、2 者以上となる場合は、それぞれに、本様式及び規則第 12 条第 1 項の補助金等交付請求書を提出すること。

様式第 1 1 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



民間住宅耐震対策支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付額を確定通知した補助金の交付について、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、交付額の一部・全部の取消しを決定したので、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 一部・全部取消額 金 円
- 3 取消の理由

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

さぬき市長



民間住宅耐震対策支援補助金返還命令書

年 月 日付けで交付した補助金について、さぬき市民間住宅耐震対策支援補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 さぬき市納入通知書による
- 4 補助年度 年度
- 5 補助金交付確定額通知日及び番号
年 月 日 第 号
- 6 補助金交付確定額 金 円
- 7 補助金交付確定額の既交付額
年 月 日交付 金 円
- 8 返還事由